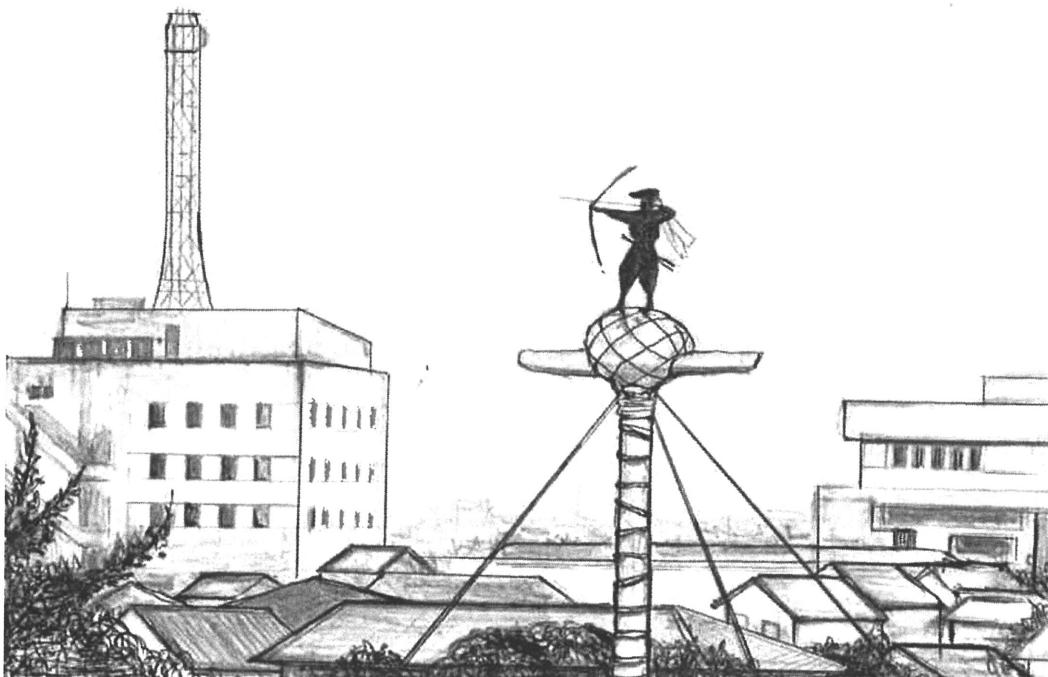


## 平成30年度図書館概要

# 龍ヶ崎市の図書館



伝統芸能「撞舞」

「撞舞」は平成11年12月3日に国選択「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択と平成22年11月18日には茨城県から無形民俗文化財の指定を受けています。

龍ヶ崎市立中央図書館

# 目 次

1.	図書館この一年	2
2.	龍ヶ崎市の概要	4
3.	図書館の運営方針	4
4.	沿革（図書館年表）	6
5.	施設の概要	
	(1) 本館	9
	(2) コミュニティセンター図書室	11
6.	図書館決算・予算	
	(1) 平成28年度収支実績	
	①龍ヶ崎市立中央図書館	13
	②教育委員会生涯学習課	13
	(2) 平成29年度収支計画書	
	①龍ヶ崎市立中央図書館	14
	②教育委員会生涯学習課	14
7.	利用サービス	
	(1) 開館時間及び休館日	15
	(2) 利用の手引き	15
	(3) 図書館の催し	17
	(4) ブックスタート	18
8.	主催事業	19
9.	資料保有状況	
	(1)図書資料冊数	21
	(2)館別資料保有状況	21
	(3)視聴覚資料点数	21
	(4)雑誌	22
	(5)新聞	24
10.	利用状況	
	(1) 年齢別利用登録者数	26
	(2) 入館者数	26
	(3) 分類別貸出冊数	27
	(4) 個人貸出冊数（月別/館別）	28
	(5) 個人利用者数（月別/館別）	29
	(6) 予約・リクエスト件数	30
	(7) 複写サービス利用状況	30
	(8) 図書館施設利用状況	31
	(9) 電子図書館利用状況	31
11.	図書館サービス実績（過去5ヶ年）	32
12.	条例・規則等	
	(1) 龍ヶ崎市立図書館の施設及び管理に関する条例	33
	(2) 龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	36
	(3) 龍ヶ崎市立中央図書館資料選定基準（内規）	42
13.	図書館の組織	44

## 1. 図書館この1年（平成29年4月1日～平成30年3月末日）

貸出冊数（団体貸出を除く）



325, 908冊

利用者数（団体利用者を除く）



95, 194人

市民一人あたりの貸出冊数



4.2冊

登録率

登録者数 ×100  
人口



44.3%

人口 77, 699人

(平成29年4月1日現在)

・世帯数 33, 528世帯  
(平成29年4月1日現在)

・登録者数 34, 396人

・蔵書冊数 254, 448冊

・開館日数(中央図書館) 331日

・入館者数(中央図書館) 186, 408人

・資料購入費 19, 439, 620円

(平成29年度決算額)

・図書購入数 8, 448冊  
一般 5, 970冊  
児童 2, 216冊  
参考図書 239冊  
その他(付録など) 23冊

・視聴覚資料購入数 117枚

・雑誌・新聞 P22～25参照

・電子書籍 14, 560タイトル

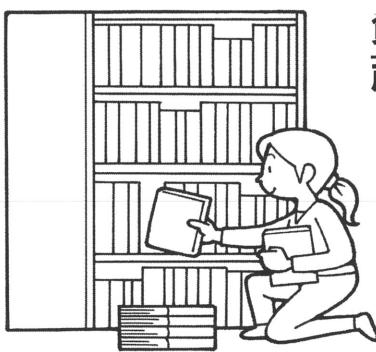
### 利用者一人あたりの貸出冊数



貸出冊数  
利用者数

3. 4冊

### 蔵書回転率



貸出冊数  
蔵書冊数

1. 3回

### 市民一人あたりの蔵書冊数



蔵書冊数  
人口

3. 3冊

### 市民一人あたりの資料購入費



資料購入費  
人口

250円

## 行政効果

平成28年度に貸出された本を、かりに利用者がすべて自費で購入して読んだとすると、貸出冊数に出版物の平均単価 2,305円(出版年鑑2018)を乗じて、総額は7億5,121万7,940円になります。

これから、図書館の必要経費(平成29年度図書館費決算額)「1億3,130万4,539円」を差し引くと6億1,991万3,401円となり

市民ひとりあたり	7,978円
一世帯あたり	18,489円

の還元益(行政効果)が上がったことになります。

## 2. 龍ヶ崎市の概要

龍ヶ崎市は、茨城県南部に位置し、北は牛久市、東は稲敷市・河内町、南西部は取手市・利根町に接し、古くから豊かな自然と、温暖な気候の中で栄えてきたまちである。

昭和29年に、合併により市制が施行されたのちも着実に発展を続け、近年は首都50キロ圏内という立地条件を十分に生かし、田園都市型から首都圏近郊型都市へと大きく変遷し、人口7万人のニュータウン計画、工業団地の相互開発も順調に進み、理想的な多機能都市が形成されつつあり、活力のある都市をめざしている。

- 面積 : 78.55 km<sup>2</sup>
- 位置 : 北緯 35° 54'  
                東経 140° 11'
- 範囲 : 東西 12.3 km  
                南北 9.3 km

## 3. 図書館の運営方針

### (1) 図書館運営の基本目標

社会教育法の精神を受け継ぎ、図書館法の定めるところを実践し、市民の教育と文化の向上に寄与することに努める。

図書館は生涯学習の場であり、市民各位が自己学習を行うための条件整備を常に図りその期待に応えるように努め、また市民のニーズに即したサービスを展開し、市民のだれもが、どこでも利用できる図書館をつくり上げることを運営の基本とする。

### (2) 平成30年度サービスの重点目標

- ① 図書館サービス網をさらに整備し、サービス業務、整理業務等の効率化を図り、市民への図書館サービスの充実に努める。
- ② 広範囲から資料を収集・整備し、より計画的・効果的な蔵書構成に努める。
- ③ 郷土資料・行政資料・参考資料を収集・整備し、レンタル・サービスの充実を図る。
- ④ 文学散歩・文芸講座・ブックスタート・おはなし会・図書館まつり等を開催し、読書活動の契機となる事業の推進を図る。
- ⑤ 読書グループ、おはなしボランティアなどの育成、連携、援助を図る。
- ⑥ 県内公共図書館との協力関係の強化。
- ⑦ 市内各小・中学校への総合学習・調べ学習への協力。

### (3) 平成30年度施設運営の基本方針

龍ヶ崎市の「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」をもとに目標達成にむけ、事業内容を展開する。また、社会の変化、新たな課題への対応、図書館へのニーズ、地域課題の複雑化・多様化及び図書館運営環境の変化に対応していく。

#### ① 読書推進活動の強化

- ・赤ちゃんから高齢の方まで幅広い年齢層の利用者が参加できるイベントを行い、読書推進を図る。
- ・子どもの読書環境をより充実させるために、龍ヶ崎市子ども読書活動推進計画（第三次）に掲げた目標の実現に努める。
- ・高齢化社会に対応し、図書館利用の多い年齢層でもあるシニア向けのイベントを企画・開催する。

#### ② 社会の場としての図書館

地域課題を解決できる知の拠点となる施設、また、生涯学習を支援する地域の教育的・文化的基盤となる施設となるよう以下の点に留意する。

- ・地域の課題解決に役立つ資料や、行政資料などを多様な媒体で提供するため、積極的に収集整備を進める。
- ・パスファインダー（調べ方案内）の作成を進め、レファレンスの強化を図る。

#### ③ サービス機関としての図書館

生涯学習の支援及び推進のため、以下の点に留意し運営を行なう。

- ・多様な学習機会の提供に努める。
- ・ボランティア活動を支援する。
- ・子ども向け読書案内を提供する。
- ・講座などを行い、子ども司書の育成を実施する。
- ・利用促進を図るため、図書館主催のイベント等を開催する。
- ・コミュニティセンター図書室との連携を強化し、迅速な資料搬送に努める。

## 4. 沿革

- 昭和60年度 4月 龍ヶ崎市立中央図書館開館準備を始める。  
7月 龍ヶ崎市立中央図書館着工  
3月 龍ヶ崎市立中央図書館建設工事完了
- 昭和61年度 7月 龍ヶ崎市立中央図書館オープン(1日)  
(龍ヶ崎公民館、松葉地区公民館、長戸地区公民館の各図書室も同時オープン)  
7月 開館記念講演会開催「トットちゃんとアフリカと」(講師 黒柳徹子氏)
- 昭和62年度 5月 市民文芸セミナー開講(古典・俳句・短歌)各10回  
5月 世界の絵本展開催  
7月 大宮地区公民館図書室オープン  
11月 文化講演会「母の肖像」(講師 三浦哲郎氏)  
11月 市民文学散歩開始「伊藤左千夫文学散歩」  
千葉県成東町周辺(講師 木村修康氏)  
12月 おはなし会開始(絵本等の読み聞かせ)月2回  
3月 文化講演会「昔の学生と読書」(講師 松本達郎氏)
- 平成63年度 7月 北文間地区公民館図書室オープン  
9月 第1回秋季読書研修会「島崎藤村の世界」岐阜県中津川市周辺  
3月 文化講演会「女性にとっての愛…そして生きがい」  
(講師 林真理子氏)
- 平成元年度 5月 図書館まつり開始(映画会・外国絵本展示・大型紙芝居上演他)  
5月 駒柴公民館図書室オープン  
1月 文化講演会「いきいき感動」(講師 小中陽太郎氏)  
2月 長山地区公民館図書室オープン
- 平成3年度 6月 コンピュータ・システムをレベルアップ  
7月 川原代地区公民館図書室オープン  
7月 作品展「沢ゆき展」「短歌・俳句作品展」  
11月 作品展「白井喬二遺品展」  
1月 作品展「山崎勇峰書作展」「森田麦の秋展」  
2月 文化講演会「想像力を子供たちに!」(講師 岸川悦子氏)
- 平成4年度 4月 図書館だより発行開始(毎月1回)  
7月 八原地区公民館図書室オープン  
11月 文化講演会「小説の中の女たち」(講師 宮尾登美子氏)
- 平成5年度 12月 文化講演会「自作と女の優しさ」(講師 高橋治氏)

- 平成6年度 9月 文化講演会「自作を解剖する…」(講師 高村薰氏)
- 平成7年度 9月 文化講演会「世界・風景…光と影」(講師 辺見庸氏)  
2月 文芸講演会「心の美を創造する」(講師 伊藤萌木氏)
- 平成8年度 6月 コンピュータ・システム更新(オフコンからパソコンへ)  
7月 夏休みこどもセミナー開始「科学であそぼう」
- 平成9年度 9月 リサイクルBOOK開始  
11月 文化講演会「世界・風景…光と影と」Part2(講師 辺見庸氏)
- 平成10年度 10月 『牛山純一記念ライブラリー』オープン  
2月 文化講演会「語らずに死ねるか！」(講師 内藤陳氏)
- 平成11年度 6月 牛山純一記念ライブラリー・特選ドキュメンタリー映画会開始(毎月1回)  
7月 久保台, 龍ヶ崎西地区公民館図書室オープン  
3月 文化講演会「歴史における虚と実～自作の視点から」  
(講師 井沢元彦氏)
- 平成12年度 3月 文化講演会「情報を疑う方法」(講師 服部真澄氏)
- 平成13年度 7月 駒馬台地区公民館図書室オープン  
7月 コンピュータ・システムをレベルアップ  
7月 夏休み期間中, 開館時間を延長(開館時間30分繰上げ～平成22年度)  
3月 文化講演会「女が一線を越える時」(講師 桐野夏生氏)
- 平成14年度 3月 文化講演会「北の炎」(講師 高橋克彦氏)
- 平成15年度 4月 水・木曜日の開館時間を延長(平日の場合のみ午後7時まで)  
4月 牛久市・利根町との相互利用を開始
- 平成17年度 5月 こども読書週間イベント開始
- 平成18年度 4月 平日, 開館時間を午後7時まで延長  
5月 ブックスタート事業開始  
7月 コンピュータ・システムをレベルアップ  
2月 図書館資料インターネット予約開始
- 平成19年度 7月 城ノ内地区公民館図書室オープン
- 平成24年度 7月 コンピュータ・システムをレベルアップ  
7月 YAコーナーを設置
- 平成26年度 11月 ぬいぐるみのおとまり会開始
- 平成27年度 4月 指定管理者制度導入  
4月 開館日を拡大(年間341日)  
開館時間を延長(午後7時半まで)

4月 ナクソス・ミュージックライブラリーの利用開始  
4月 オンラインデータベースの利用開始  
(日経テレコン21・ヨミダス歴史館)  
4月 電子書籍閲覧端末(iPad)の館内貸出開始  
5月 子ども版図書館だより「シグナス」発行開始(年4回)  
5月 kumori ポストの設置  
6月 オンラインデータベースの利用開始(茨城新聞データベース)  
6月 図書館ブログ・ツイッターの開始  
7月 電子図書館開始  
11月 子ども司書講座開始  
2月 文化講演会「なんにもないところからみんなを幸せにする方法」  
(講師 のぶみ氏)

平成28年度 4月 板橋ボローニャ子ども絵本館との提携による絵本展示開始  
8月 読書感想文講習会開始  
8月 朗読会開始  
9月 大人のためのおはなし会開始  
11月 うちどくパック貸出開始  
11月 電子図書館促進イベント開始  
11月 ブックスタートボランティア研修会  
2月 文化講演会「夏井いつきの句会ライブ～あなたも今日から俳人です～」  
平成29年度 5月 学校よみきかせボランティアのための研修講座(初心者向け)開始  
6月 赤ちゃんタイム開始  
7月 コンピュータ・システムをレベルアップ  
10月 龍ヶ崎市立中央図書館PR紙「おいでよ！龍ヶ崎の図書館」発行開始  
(年1回)  
10月 つぼみ園への団体貸出搬送開始  
10月 新着リストの作成・学校等への配布(児童書)  
2月 文化講演会「辻村 深月トークショー 読むこと、書くことの幸せ」  
3月 プレパパ・プレママ用絵本リストの配布開始

## 5. 施設の概要

(1) 本館 所在地 龍ヶ崎市馴馬町2630番地

T E L 0297-64-2202

F A X 0297-64-6239

<http://tosyo.city.ryugasaki.ibaraki.jp>

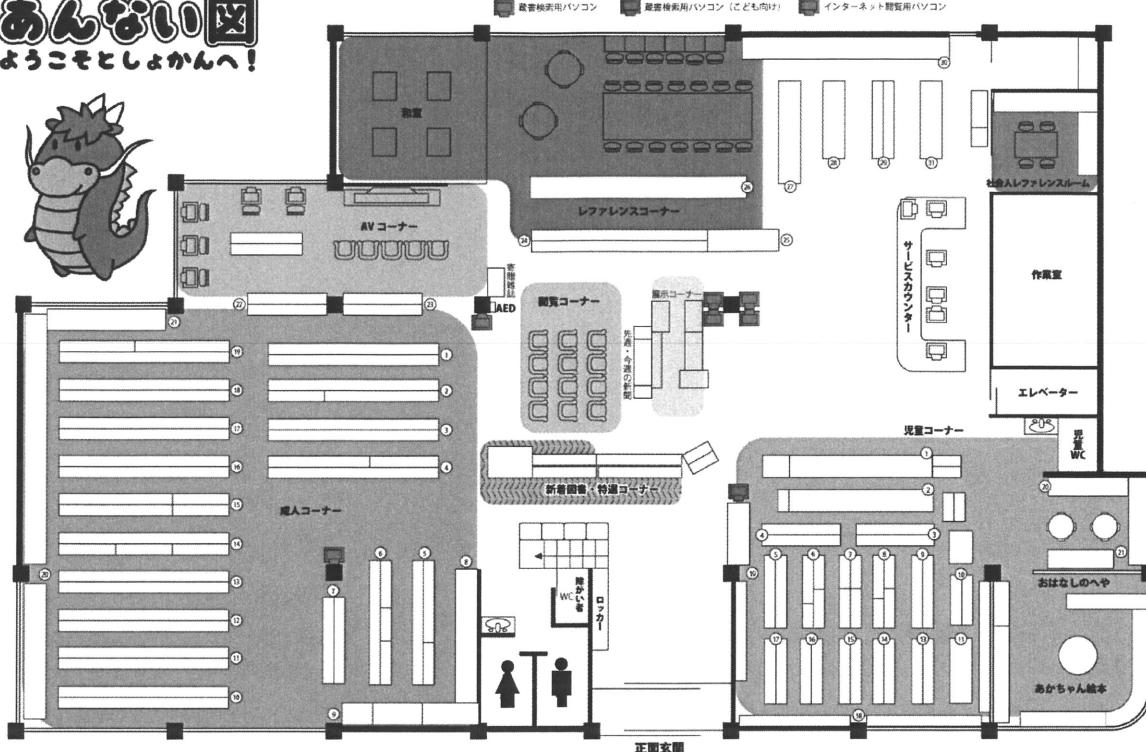
### 建築概要

- 敷地面積 2,380.12m<sup>2</sup>
- 建設規模 鉄筋コンクリート・地上2階
- 収容人員 鑑賞室50人・会議室20人
- 建築面積 1,099m<sup>2</sup>
- 延床面積 1,643m<sup>2</sup>
- 工事費 433,100千円
- 設計管理 (株)三上建設設計事務所
- 施工 常盤建設(株)・栗山電気(株)・三協設備(有)・竜ヶ崎産業(株)
- 工期 昭和60年7月25日～昭和61年3月21日
- 開館 昭和61年7月1日

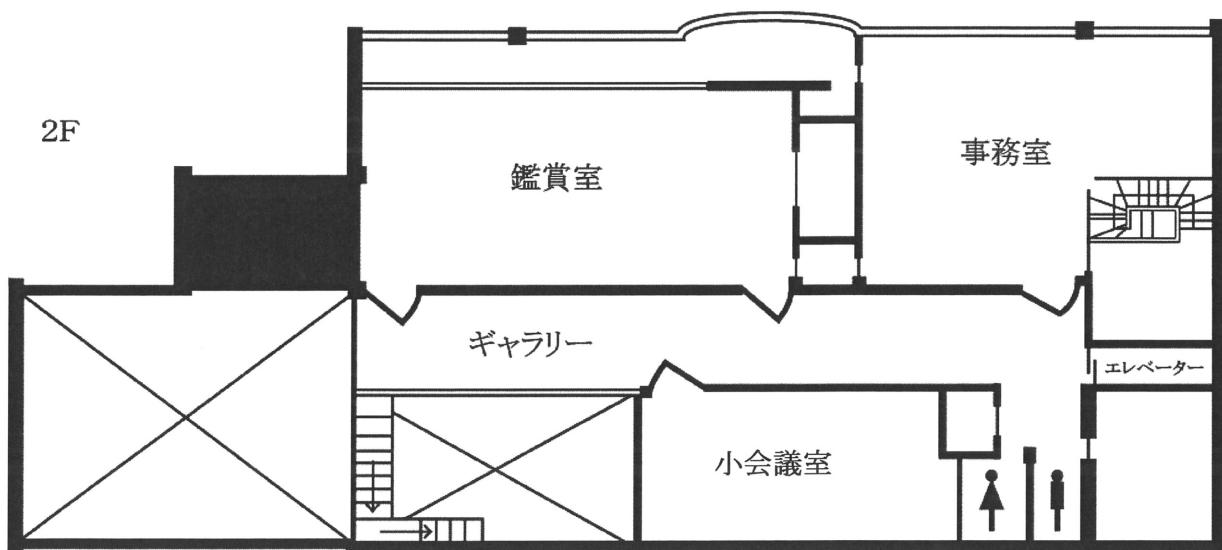


# あんない図

ようこそこしょかんへ！



2F



延床面積 (m<sup>2</sup>)

1 F

- ・ 成人コーナー ..... 243.9
- ・ 児童コーナー ..... 153.9
- ・ AVコーナー ..... 51.2
- ・ レファレンスコーナー ..... 102.4
- ・ ブラウジング ..... 231.5
- ・ 和室 ..... 25.6
- ・ 対面朗読室 ..... 8.5
- ・ 玄関ホール ..... 29.6
- ・ 社会人レンタルルーム ..... 14.6
- ・ 書庫 ..... 39.2
- ・ 車庫 ..... 60.4

2 F

- ・ 鑑賞室 ..... 138.5
  - ・ ギャラリー ..... 105.6
  - ・ 小会議室 ..... 36.5
  - ・ 事務室 ..... 8501
  - ・ 機械室 ..... 85.1
- その他 ..... 232.4

合 計 1, 643 m<sup>2</sup>

## (2) コミュニティセンター図書室

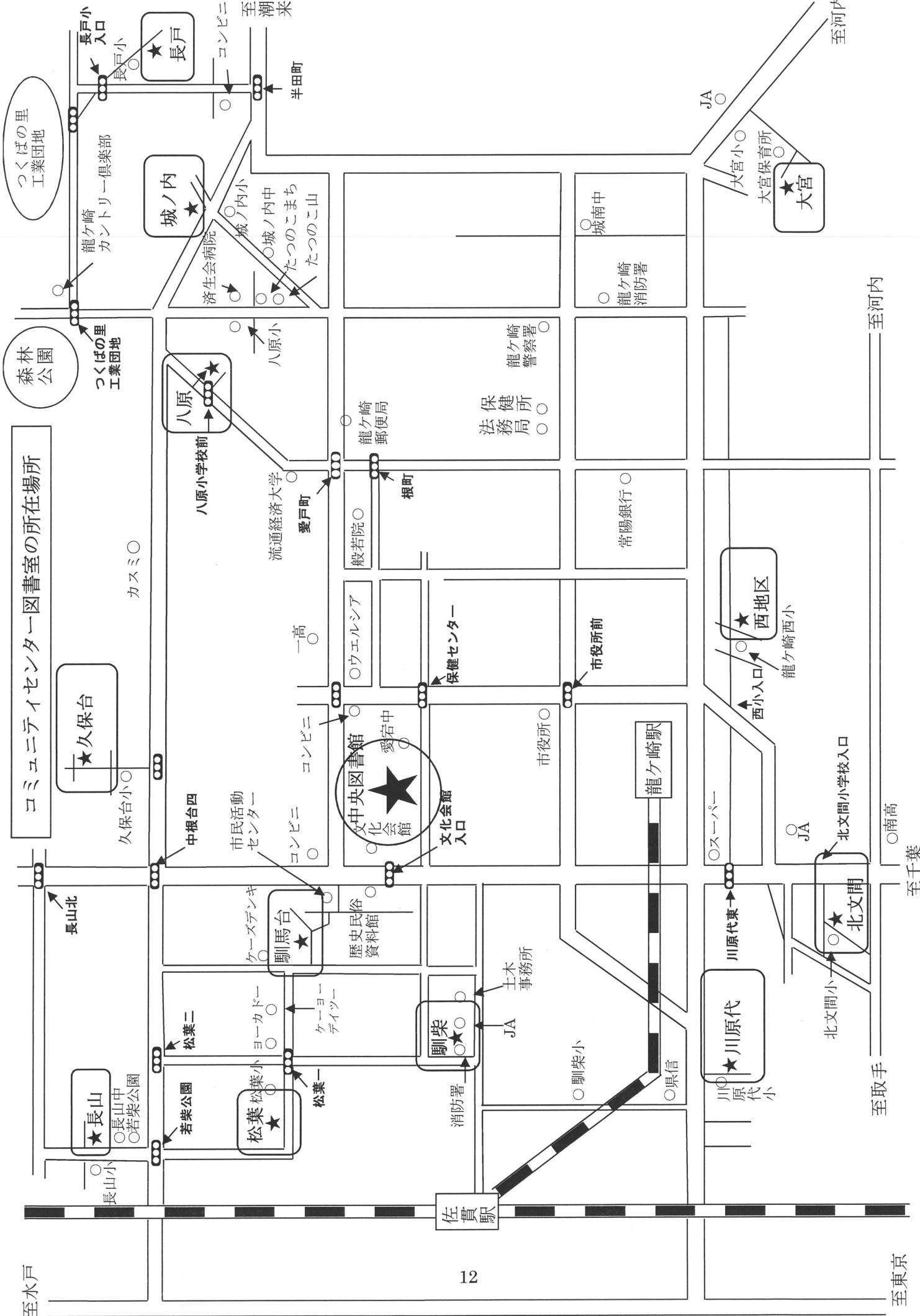
市内12コミュニティセンター図書室をサービスポイントとして、予約資料を週4回搬送し、コミュニティセンター図書室と協力しながら迅速な資料提供を行っています。

	所在地	TEL
松葉コミュニティセンター	龍ヶ崎市松葉5-1	0297-66-7307
長戸コミュニティセンター	龍ヶ崎市高作町162-9	0297-64-8193
北文間コミュニティセンター	龍ヶ崎市長沖町813	0297-64-8249
大宮コミュニティセンター	龍ヶ崎市大徳町4901	0297-64-8149
馴柴コミュニティセンター	龍ヶ崎市馴柴町21-1	0297-66-7214
長山コミュニティセンター	龍ヶ崎市長山3-13-1	0297-66-7285
川原代コミュニティセンター	龍ヶ崎市川原代町1665	0297-66-7263
久保台コミュニティセンター	龍ヶ崎市久保台4-1-12	0297-65-4788
馴馬台コミュニティセンター	龍ヶ崎市平台5-12-3	0297-65-4040
八原コミュニティセンター	龍ヶ崎市藤ヶ丘1-21-14	0297-64-8246
龍ヶ崎西コミュニティセンター	龍ヶ崎市8897-1	0297-64-0624
城ノ内コミュニティセンター	龍ヶ崎市白羽1-5-2	0297-62-3222

※北文間コミュニティセンターに図書室はありません。返却・検索・予約・予約図書の受け取りのみ。



コミュニティセンター図書室の所在場所



## (1) 平成29年度収支実績

(単位:円、税込)

## ① 龍ヶ崎市立中央図書館

収 入	科目	平成29年度 計画	平成29年度 実績	比較	備考
	指定管理料	88,852,000	88,852,000	0	
	事業収入	100,000	112,490	12,490	コピー料金
	合計	88,952,000	88,964,490	12,490	

支 出	科目	平成29年度 計画	平成29年度 実績	比較	備考
	人件費	38,800,000	38,271,514	528,486	
	職員人件費	38,800,000	38,271,514	528,486	
	通勤費	2,000,000	1,156,498	843,502	
	法定福利費	4,850,000	4,574,446	275,554	
	需用費	18,900,000	19,439,620	▲ 539,620	
	図書購入費	18,900,000	19,439,620	▲ 539,620	
	書籍	14,007,000	14,484,425	▲ 477,425	8,565冊(書店組合より購入)
	加除資料	760,000	796,619	▲ 36,619	24タイトル
	電子書籍	1,800,000	1,806,010	▲ 6,010	1,005タイトル(書店組合より購入)
役務費	視聴覚資料	300,000	309,792	▲ 9,792	117タイトル(書店組合より購入)
	雑誌	1,426,000	1,460,814	▲ 34,814	124誌(書店組合より購入)
	新聞	607,000	581,960	25,040	13紙
	データベース使用料	785,000	784,080	920	ナクリスマミュージックライブチケット、日経テレコン21、ヨミダス歴史館、茨城新聞データベース
	光熱水費	4,250,000	3,887,648	362,352	
	修繕費	500,000	505,702	▲ 5,702	正面入口ベンチ修繕、革張り椅子座面張替等
	消耗品	1,140,000	1,211,089	▲ 71,089	事務関係消耗品、図書館運営消耗品等
	燃料費	60,000	71,660	▲ 11,660	車両燃料代、灯油代
	通信運搬費	1,924,545	1,846,410	78,135	インターネット回線、電話回線使用料、郵送代等
	保険料	234,000	235,650	▲ 1,650	損害賠償保険、車両保険、ボランティア保険
委託料	図書関連	3,080,000	2,918,123	161,877	マーク代 図書装備代
	設備保守関連	3,489,560	3,554,141	▲ 64,581	清掃、警備、空調保守点検、エレベータ保守点検等
使用料及び賃借料計		702,700	828,889	▲ 126,189	印刷機、コピー機、図書館車両、パソコン
備品購入費		150,000	103,268	46,732	ファイルキャビネット、掲示用看板、書庫用棚等
負担金補助及び交付金計		84,000	62,420	21,580	日本図書館協会、茨城県図書館協会
事業費	主催事業に係る報償費	750,000	664,796	85,204	文芸セミナー講師謝礼、文化講演会講師謝礼等
	ブックスタート事業費	900,000	1,009,260	▲ 109,260	ブックスタート図書購入費(2冊)
	企画展等事業費	50,000	63,681	▲ 13,681	展示用消耗品等
	その他主催事業経費	200,000	158,764	41,236	ポスター印刷代、講師交通費、イベント用消耗品費等
	その他	200,000	112,762	87,238	電子図書館促進事業、学校司書・図書館司書研修会
管理費等		5,902,195	7,504,069	▲ 1,601,874	営業所経費等
合計		88,952,000	88,964,490	▲ 12,490	

## ② 教育委員会生涯学習課

(単位:円、税込)

支 出	科目	平成29年度予算額	平成29年度決算額	比較	備考
	図書管理運営費	報酬	161,000	124,000	37,000 市図書館協議会、市子ども読書活動推進委員会委員報酬等
		需用費	16,000	0	16,000 AEDバッド
		委託料	91,343,000	90,348,664	994,336 指定管理料等
		使用料及び賃借料	8,183,000	8,181,095	1,905 図書館システム利用料
		工事請負費	32,612,000	32,610,600	1,400 1階トイレ改修工事、南側駐車場整備工事
		負担金	41,000	40,180	820 茨城県視聴覚教育振興会
合計		132,356,000	131,304,539	1,051,461	0

## (2)平成30年度収支計画

### ①龍ヶ崎市立中央図書館(指定管理者)

科目	予算額
指定管理料	88,852,000
事業収入 コピー料金	100,000
合計	88,952,000

(単位:円,税込)

	科目	予算額	備考
支 出	人件費	39,000,000	
	職員人件費	39,000,000	
	通勤費	1,800,000	
	法定福利費	5,100,000	
	需用費	19,050,000	
	図書購入費	14,007,000	7,000冊
	書籍	760,000	24タイトル
	電子書籍	1,700,000	1,400タイトル
	視聴覚資料	550,000	CD 80タイトル, DVD 30タイトル
	雑誌	1,426,000	124誌
	新聞	607,000	16紙
	データベース使用料	785,000	ナクソスミュージックライブラー,日経テレコン21,ヨミダス歴史館,茨城新聞データベース
	光熱水費	4,250,000	
	修理費(修繕費)	500,000	
	消耗品	1,140,000	事務関係消耗品,図書館連消耗品等
	燃料費	60,000	車両燃料代
	役務費	1,925,000	督促ハガキ,案内状送付等
	保険料	234,000	損害賠償保険、車両保険、ボランティア保険
	委託料	3,080,000	マーク代,図書装備代
	施設保守関連	3,489,560	清掃,警備,空調保守点検,エレベータ保守点検等
	使用料及び賃借料	852,700	印刷機、コピー機、図書館車両、パソコン
	備品購入費	274,000	事務机等
	負担金補助及び交付金	62,000	日本図書館協会、茨城県図書館協会
事業費	図書館主催事業に係る報償費	400,000	文芸セミナー講師謝礼,文化講演会講師謝礼等
	ブックスタート事業費	900,000	ブックスタート図書購入費,手さげ
	企画展等事業費	30,000	展示用消耗品等
	その他主催事業経費	70,000	ポスター印刷代,講師交通費,イベント用消耗品費等
	その他	150,000	電子図書館促進事業等
	管理費等	5,799,740	営業所経費等
	合計	88,952,000	

### ②教育委員会生涯学習課

(単位:円,税込)

	科目	平成30年度予算額(当初)	備考
図書管理運営費	報酬	161,000	市図書館協議会,市子ども読書活動推進委員会委員報酬
	需用費	2,146,000	吸収冷温水機劣化部品交換
	委託料	91,156,000	指定管理料等
	使用料及び賃借料	8,715,000	図書館システム利用料
	工事請負費	3,510,000	防犯カメラ設置工事
	負担金	41,000	茨城県視聴覚教育振興会
合計		105,729,000	

## 7. 利用サービス

### (1) 開館時間及び休館日



- 開館時間　・午前9時30分～午後7時30分※12月31日は午後5時まで
- 休館日　・毎月 第2月曜日(ただし祝日のときはその翌日)
  - ・特別館内整理期間(年1回・10日以内)
  - ・年末年始(1月1日～1月3日)12月31日は午後5時まで

### (2) 利用の手引き

#### ①貸出サービス

##### ● はじめて本をかりるとき

- ・利用申込書に必要事項を記入いただくと、「図書館会員カード」を発行いたします。年令に制限はありません。(無料)
- ・「図書館会員カード」を作成できる方
  - 龍ヶ崎市内にお住まいの方
  - 龍ヶ崎市内に通勤・通学されている方(有効期限卒業年度末まで)
  - 牛久市・利根町にお住まいの方(有効期限1年間)
- ・住所・氏名が確認できるもの(運転免許証・保険証など)が必要です。
- ・「図書館会員カード」は中央図書館・コミュニティセンター図書室で共通に使  
えます。

##### ● 借りられる冊数

	個人		個人 (65歳以上の方・ 体の不自由な方)		団体 (50人未満の団体)	団体 (50人以上の団体)
貸 出 冊 数	8点		10点		100冊	200冊
	CD	カセット テープ	CD	カセットテ ープ		
	4点	4点	4点	4点		
期返 限却	15日間		22日間		60日間	

※団体利用者の貸出・返却は、中央図書館でのご利用となります。

## ②その他のサービス

### ● 館内でのサービス

本の予約・リクエスト	読みたい本がない時は、カウンターの係員にたずねてください。貸出中のものは予約できます。所蔵していない場合は「リクエストカード」に記入して下さい。また県内公共図書館や国立国会図書館からも借りることができます。
読書などの相談	調べたいこと、読みたい本のこと、子どもの本に関する相談などに応じています。なお中央図書館内には利用者用検索端末によって自分自身で検索が行えますのでお気軽にご利用ください。
レファレンス・サービス	辞典・事典・白書・統計・年鑑・新聞の縮刷版や龍ヶ崎市に関する資料等を揃えております。また、資料探しのお手伝いをいたします。ご相談ください。
障がいのある方へのサービス	お体が不自由で図書館利用に支障がある方のために、録音図書・大活字本・車椅子などをご用意しています。また、所蔵資料であれば無料の郵送サービス等も行っています。郵送により貸出を希望される方は中央図書館カウンターで、郵送利用登録をしてください。
ビデオ・コーナーの利用	カウンターでお申込みください。視聴覚コーナーで利用できます。アニメ、洋画、邦画、ドキュメンタリーなど、いろいろなジャンルの作品が揃っております。また、『牛山純一ライブラリー』コーナーでは、わが国のテレビドキュメンタリーの草分け的存在である、故牛山純一氏の『すばらしい世界旅行』を始めとする映像作品（ビデオテープ・DVD）が鑑賞できます。
OPAC(蔵書検索システム)	一般用4台・児童用1台があり、自分で本の検索をすることができます。カウンターにて、パスワードの発行を受けた方はご自分の貸出状況や予約状況を確認することもできます。
コピー・サービス	図書館の所蔵資料に限り、著作権の範囲内で有料でコピー・サービスを行っています。（モノクロ10円／1枚 カラー30円／1枚）
オンラインデータベース	日経テレコン21・ヨミダス歴史館・茨城新聞データベースがご利用できます。 プリントアウト可（有料10円／枚）

### ● Web サービス

インターネット予約	事前にパスワードを登録し、ご自宅のパソコン等から所蔵資料の予約や現在借りている資料、予約中の資料を確認することができます。また、借りている資料の貸出延長もできます。
新着案内配信サービス	パスワードを登録し、マイページをお使いの方は希望するテーマを登録すると、テーマに関連する新着図書のお知らせをメール配信します。

<b>ナクソス・ミュージック・ライブラリー</b>	クラシックを中心とした100万曲以上の音楽を15日間無料で聞くことができます。利用は龍ヶ崎市立中央図書館会員カードをお持ちの方のみとなります。利用申込時に配布されたユーザーIDとパスワードでログインしてください。初回ログインから15日間、何度でもログインしてご利用いただけます。
<b>電子図書館</b>	お手持ちのパソコン・タブレット端末・スマートフォンで電子書籍を借りて読むことができます。 <a href="http://ryutosh.lib.overdrive.com">http://ryutosh.lib.overdrive.com</a> (龍ヶ崎市立中央図書館URL) 利用は龍ヶ崎市立中央図書館会員カードをお持ちの方のみとなります。 図書館会員カードと住所・氏名が確認できるもの(運転免許証・保険証など)をお持ちください。ユーザーIDとパスワードをお渡しします。

### (3) 図書館の催し

図書館では、資料の提供以外に、下記のような催しも広く行っています。

イベント名	概要
<b>おはなし会</b>	子どもを対象に、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせなどを行います。楽しみながら本や読書に親しむ習慣がつくられています。 (毎月 第2土曜日:3歳~6歳向き・第4土曜日:5歳~8歳向き／どちらも午前10:30~11:00)
<b>こぐまちゃんのおはなし会</b>	0~4才児を対象に、絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターなどを行います。(毎月 1回／火曜日 午前10:30~11:00)
<b>赤ちゃんタイム</b>	「こぐまちゃんのおはなし会」開催後に、赤ちゃんとお母さんが気兼ねなく図書館利用する時間として1時間程度おはなしの部屋を開放します。
<b>たつの子お話タイム</b>	小学生を対象に、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせなどを行います。(毎月 1回／土曜日 午前10:30~11:00)
<b>こども読書週間イベント</b>	こどもの読書週間にあわせて、児童向けの企画展示やおはなし会・参加型イベントを開催します。
<b>夏休み子どもセミナー</b>	夏休み期間、小学生を対象に、科学をテーマとしたセミナーを開催します。
<b>読書感想文の書き方講座</b>	小学校1・2年生を対象に、講師を招き、読書感想文の書き方講座を開催します。
<b>夏休み自由研究コラボ企画</b>	夏休み自由研究をテーマにした展示の中から実験教室を開催します。
<b>子ども司書講座</b>	小学3~6年生を対象に、司書講座を開催します。読書が好きで、図書館に興味がある子どもたちが図書館について楽しく学び、講座修了者には「子ども司書認定証」の授与も行っています。

<b>ぬいぐるみのおとまり会</b>	おはなし会に参加した子どもが持参したぬいぐるみを預かり、夜の図書館内でぬいぐるみが過ごす写真を使用したオリジナル絵本を作成してプレゼントします。
<b>クリスマスカードをつくろう</b>	クリスマスをテーマにしたおはなし会の後、クリスマスカードの作成をします。
<b>リサイクルBOOK</b>	図書館の蔵書で除籍した資料をリサイクルブックとして無償で提供します。
<b>図書館まつり</b>	スペシャルおはなし会や文芸セミナー作品展などを開催します。(年1回10月頃)
<b>大人のためのおはなし会・朗読会</b>	「龍ヶ崎朗読の会」や「龍ヶ崎市おはなしの会」の協力により、おはなし会や朗読会を開催します。
<b>文化講演会</b>	著名な作家等を招き、講演会を開催します。(年1回)
<b>牛山純一ライブラリー上映会</b>	龍ヶ崎市で青年時代を過ごし、映像の世界にドキュメンタリー分野を確立した世界的プロデューサー故牛山純一氏から寄贈された映像作品の上映会を行います。(月1回)
<b>文芸セミナー</b>	専門の講師を招き、俳句・川柳講座等の文芸セミナーを開講しています。
<b>市民文学散歩</b>	記念館や碑文・史跡など文学・歴史に関わる地域を訪ね、作者や作品の理解を深めます。
<b>合同読書会</b>	共通のテキストをもとに意見の交換を行います。読書会に入っていない一般の方の参加も歓迎いたします。(中央図書館は読書会の事務局です。)

\* 詳しいことは、そのつど広報や掲示等でお知らせします。皆様のご参加をお待ちしています。

#### (4) ブックスタート事業

毎月2回、保健センターで行われる、3~4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者を対象に、ボランティアが一組ごとに絵本の読み聞かせをおこない、絵本2冊と手さげ袋をプレゼントしています。

## 8. 主催事業（平成29年度）

	行 事 名	実施日	参加人数(人)
定例事業	おはなし会（計22回） 第2土曜日：3歳～6歳対象 第4土曜日：5歳～8歳対象	毎月第2・第4(土曜日)	延べ 505
	こぐまちゃんのおはなし会（計12回） (0～4歳児対象)	毎月1回第3(火曜日)	延べ 228
	赤ちゃんタイム	毎月1回第3(火曜日)	延べ 116
	たつの子お話タイム（計8回） (小学生対象)	毎月1回第2(土曜日)	延べ 42
	牛山純一記念ライブラリー上映会（計12回）	毎月1回	延べ 61
	ブックスタート事業(市健康増進課との共同事業) *3～4か月児健診者対象	毎月2回	473
	図書館だより発行	毎月1回	—
	子ども向け図書館だより『シグナス』発行	年4回(予定)	—
	龍ヶ崎市立中央図書館PR紙 『おいでよ！龍ヶ崎の図書館』発行	年1回	—
	図書館概要『龍ヶ崎市の図書館』	年1回	—
個別事業	こども読書週間イベント ・日本の昔話展示・スタンプラリー(4/22～5/31) ・シュワシュワバスボム作り(4/29) ・女化きつね絵巻のよみきかせ(4/30・5/7) ・リサイクルBOOK(児童書)(5/3) ・輪ゴム工作「げえるぼたもち」よみきかせ(5/5)	4月23日(土)～ 5月31日(水)	45 32 36 1, 231冊 23
	大人のためのおはなし会	5月29日(月)	27
	YA(ヤングアダルト)向け朗読会	7月25日(日)	16
	読書感想文の書き方講座	8月5日(土)	10
	みんなで作ろう！プレイランド (市子ども課「こどもまつり」とのコラボ企画)	8月6日(日)	753
	夏休み子どもセミナー 「電気でパンを焼こう」 「ふしぎな石 じしゃく」	8月23日(水) 8月29日(火)	41 39
	夏休み自由研究の企画展示コラボイベント 「色水の不思議」	8月15日(火)	34
	大人のための朗読会	11月29日(水)	30
	あつまれティーンズおはなし会	9月 3日(日) 10月29日(日)	9 8

個別事業	市民文芸セミナー ・川柳講座 (計10回) ・俳句講座 (計10回)	9月～3月 9月～3月	12 16
	平成28年度龍ヶ崎市読書会連合会研修 「蔵の街」(栃木市)	10月6日(金)	30
	図書館まつりイベント ・セミナー受講生等作品展(俳句・川柳・短歌) ・スペシャルおはなし会(10/15)	10月14日(土)～ 10月15日(日)	— 56
	子ども司書講座第1期	11月11日(土)～ 1月13日(土)	4
	子ども司書講座第2期	1月20日(土)～ 3月10日(土)	4
	春の特別企画！おとなもこどもわくわく 電子図書館まつり	3月4日(日)	38
	ぬいぐるみのおとまり会	8月27日(日)～ 8月31日(木) 11月19日(日)～ 11月23日(木)	7 5
	クリスマスカードをつくろう	12月17日(日)	21
	リサイクルBOOK	6月17日(土) 9月23日(土) 11月25日(土) 1月27日(土) 3月24日(土)	10,805冊 程度提供
	市民文学散歩 「古河ゆかりの文学をたずねて」(古河市)	11月 7日(火) 11月14日(火)	26 17
冬の家読(うちどく)キャンペーン 家読をして家の形のフォトフレームを作ろう！		3月11日(日)	2
ボランティア研修 ・学校よみきかせボランティアのための研修講座 ・ブックスタートボランティア研修会 ・おはなしボランティア講習会 ・おはなしボランティア新人講習会 ・ブックスタート新人講習会		5月28日(日) 11月21日(日) 1月21日(日) 2月19日(月) 3月20日(火) 3月27日(火)	23 14 12 8 5
文化講演会 辻村 深月氏トークショー 「読むこと、書くことの幸せ」		2月18日(日)	176

## 9. 資料保有状況

### (1) 図書資料冊数

種別	一般図書	児童図書	計
0 総記	3,375	991	4,366
1 哲学	6,112	603	6,715
2 歴史・地理	12,986	3,301	16,287
3 社会科学	18,336	3,351	21,687
4 自然科学	9,422	6,188	15,610
5 技術・工学	13,983	2,095	16,078
6 産業	4,874	1,180	6,054
7 芸術・体育	15,182	3,010	18,192
8 語学	2,044	965	3,009
9 文学	47,538	23,536	71,074
A 新書本	11,308	0	11,308
B 文庫本	11,499	0	11,499
L 点字本	131	0	131
C 紙芝居	0	1,665	1,665
E 絵本	0	31,125	31,125
R 参考図書	4,776	0	4,776
H 郷土資料	6,582	0	6,582
F 付録	696	0	696
計(冊数)	168,844	78,010	246,854

### (3) 館別資料保有状況 (図書資料・視聴覚資料)

館名	冊数
中央図書館	172,727
松葉コミュニティセンター	12,621
長戸コミュニティセンター	3,280
大宮コミュニティセンター	5,325
北文間コミュニティセンター	0
馴柴コミュニティセンター	15,179
長山コミュニティセンター	12,541
川原代コミュニティセンター	550
八原コミュニティセンター	7,532
久保台コミュニティセンター	7,647
龍ヶ崎西コミュニティセンター	6,568
馴馬台コミュニティセンター	5,038
城ノ内コミュニティセンター	5,440
計	254,448

### (2) 視聴覚資料点数

種別	点数
カセットテープ	640
CD	4,348
VHD	407
VHS	2,064
茨城新聞CD-ROM	135
計(点数)	7,594

**総計 254,448 冊**  
(雑誌を除く)



## (4) 雜誌

(平成30年4月末現在)

## 購入雑誌 123種・寄贈雑誌 55種

	誌名	保存年数		誌名	保存年数
1	I/O	2年	38	キネマ旬報	2年
2	あうる[寄贈]	永年	39	教育いばらき[寄贈]	1年
3	AERA	1年	40	くらし塾きんゆう塾[寄贈]	1年
4	AERA with Kids	2年	41	暮らしの手帖	2年
5	アサヒカメラ	2年	42	クロワッサン	1年
6	aff[寄贈]	1年	43	経済セミナー	2年
7	an an	1年	44	芸術新潮	2年
8	茨城教育[寄贈]	1年	45	月刊美術	2年
9	いばらきポートニュース[寄贈]	1年	46	月刊MOE	2年
10	美しいキモノ	2年	47	健康365[寄贈]	2年
11	栄養と料理	2年	48	現代の図書館[寄贈]	永年
12	週刊エコノミスト	2年	49	航空ファン	2年
13	SFマガジン	2年	50	高校生新聞[寄贈]	1年
14	Ace建設業界[寄贈]	1年	51	公募ガイド	2年
15	ESSE〔松葉コミュニティセンター所蔵〕	2年	52	広報[寄贈]	1年
16	NHKきょうの健康	2年	53	こどもとよかん	2年
17	NHKきょうの料理	2年	54	子供の科学	2年
18	NHK趣味の園芸	2年	55	こどものとも	2年
19	NHKすてきにハンドメイド	2年	56	こどものとも(0. 1. 2)	2年
20	エネルギー・レビュー[寄贈]	1年	57	こどものとも(年少)	2年
21	炎帝[寄贈]	永年	58	こどものとも(年中)	2年
22	園芸ガイド	2年	59	子どもの本棚	2年
23	大人のおしゃれ手帖	2年	60	この本読んで	2年
24	おとなの週末	2年	61	GOLF DIGEST	2年
25	オレンジページ	1年	62	暮ワールド	2年
26	オール読物	2年	63	CYCLE SPORTS	2年
27	音楽の友	2年	64	サステナNEW[寄贈]	1年
28	会社四季報	2年	65	サッカーマガジンZONE	2年
29	会社四季報(未上場)	2年	66	THE 21	2年
30	学燈[寄贈]	1年	67	サピオ	2年
31	CG(カーグラフィック)	2年	68	サライ〔長山コミュニティセンター所蔵〕	2年
32	かがくのとも	2年	69	サンキュ〔長山コミュニティセンター所蔵〕	2年
33	かぞくのじかん	2年	70	3分クッキング	2年
34	家庭画報	2年	71	JJ	2年
35	環境儀[寄贈]	1年	72	JTB時刻表	1年
36	季刊普及[寄贈]	1年	73	自治体国際フォーラム[寄贈]	1年
37	北関東防衛局広報[寄贈]	1年	74	CDジャーナル	2年

	誌名	保存年数		誌名	保存年数
75	シネマスク島根PR情報誌[寄贈]	1年	115	中央公論	2年
76	Mundi[寄贈]	1年	116	鉄道ファン	2年
77	Sea遊[寄贈]	1年	117	テニスクラシック・ブレーク	2年
78	週刊新潮	1年	118	伝統文化[寄贈]	1年
79	週刊東洋経済	1年	119	天文ガイド	2年
80	週刊文春	1年	120	道(DO)[寄贈]	1年
81	週刊ベースボール	1年	121	読書推進運動[寄贈]	永年
82	ジャーリスト	2年	122	特選街	2年
83	小説新潮	2年	123	図書[寄贈]	1年
84	小説すばる	2年	124	図書館雑誌[寄贈]	永年
85	小説宝石	2年	125	ナショナルジオグラフィック	2年
86	将棋世界	2年	126	波[寄贈]	1年
87	常陽藝文[寄贈]	永年	127	にちぎん[寄贈]	1年
88	書斎の窓[寄贈]	1年	128	日経サイエンス	2年
89	新潮[馴染コミュニティセンター]	2年	129	日経ビジネス	1年
90	新潮45	2年	130	日経PC21	2年
91	新聞ダイジェスト	2年	131	日経マネー	2年
92	スキーグラフィック	2年	132	日展ニュース[寄贈]	1年
93	スポーツグラフィックナンバー	2年	133	日本の祭り[寄贈]	1年
94	Sumai[住まいの設計]	2年	134	Newaweek/英語版	1年
95	墨	2年	135	Newaweek/日本語版	1年
96	相撲	2年	136	Newton	2年
97	正論	2年	137	俳句	2年
98	世界	2年	138	俳句界[寄贈]	2年
99	川柳マガジン	2年	139	ハウジング・トリビューン[寄贈]	1年
100	壮快	2年	140	ひばり[寄贈]	永年
101	総務省「寄贈」	1年	141	ひよこクラブ	2年
102	育てる[寄贈]	1年	142	フォトイばらき[寄贈]	永年
103	大好きいばらき[寄贈]	1年	143	婦人画報[松葉コミュニティセンター所蔵]	2年
104	Time	1年	144	婦人公論	2年
105	ダ・ヴィンチ	2年	145	婦人之友	2年
106	たくさんのふしぎ	2年	146	武道[寄贈]	2年
107	旅の手帖	2年	147	BRUTUS	2年
108	食べもの文化	2年	148	ふれあい茨城[寄贈]	1年
109	たまごクラブ	2年	149	プレジデント	1年
110	短歌	2年	150	文学界	2年
111	地域づくり[寄贈]	1年	151	文藝春秋	2年
112	ちいさなかがくのとも	2年	152	へら鮒	2年
113	小さな親切[寄贈]	1年	153	ぼうさい[寄贈]	1年
114	致知[寄贈]	2年	154	本郷[寄贈]	1年

	誌名	保存年数		誌名	保存年数
155	本の雑誌	2年	167	モダン・リビング	2年
156	毎日が発見	2年	168	Motor cyclist	2年
157	MamoR〔寄贈〕	1年	169	monoマガジン	2年
158	丸	2年	170	山と渓谷	2年
159	マンスリー・ウィル	2年	171	UP(ユーピー)〔寄贈〕	1年
160	ミステリマガジン	2年	172	ランナーズ	2年
161	水とともに〔寄贈〕	1年	173	龍ヶ崎市広報りゅうほー〔寄贈〕	永年
162	ミセス	2年	174	レイクエコーだより〔寄贈〕	1年
163	ミルククラブ〔寄贈〕	1年	175	歴史人	2年
164	みんなの図書館	永年	176	わくわくライフいばらき〔寄贈〕	1年
165	MEN'S CLUB	2年	177	早稲田文学:WE〔寄贈〕	1年
166	MORE	2年	178	和樂	2年

## (5) 新聞

新聞名	保存年数	備考
赤旗	1年	
朝日新聞	1年	
茨城新聞	1年	
官報	2年	
公明新聞	1年	
産経新聞	1年	
サンケイスポーツ	半年	
ジャパンタイムズ	1年	
常陽新聞	永年	1986年(昭和61年)7月～2013年(平成25年)8月 ※欠号あり
常陽新聞 タブロイド版	永年	2014年(平成26年)2月～2017年(平成29年)3月
新しいばらき	永年	1986年(昭和61年)7月～2003年(平成15年)4月18日
東京新聞	1年	
日刊工業新聞	1年	
日経産業新聞	1年	
日本経済新聞	1年	
毎日新聞	1年	
読売新聞	1年	
朝日小学生新聞	1年	※2018年4月～
読売中高生新聞	1年	※2018年4月～

## ■ 縮刷版

新聞名	保存年数	
朝日新聞 縮刷版	永年	1986年(昭和61年)7月～
茨城新聞 縮刷版	永年	1980年(昭和55年)4月～2002年(平成14年)6月
		※欠号あり
茨城新聞 縮刷版(CD-ROM)	永年	2002年(平成14年)7月～2014年(平成26年)3月
読売新聞 縮刷版	永年	1992年(平成14年)4月～

## ■ ミニコミ誌

誌名	保存年数
エリート情報	半年
常陽リビング	半年
常陽ティークリー	半年
新婦人新聞	半年

## ■ 福島県の地方紙

新聞名	保存年数
福島民報	—
福島民友	—

## ■ オンラインデータベース

	保存年数
日経テレコン21	—
ヨミダス歴史館	—
茨城新聞データベース	—



## 10. 利用状況

(1) 年齢別利用登録者数 (単位: 人)

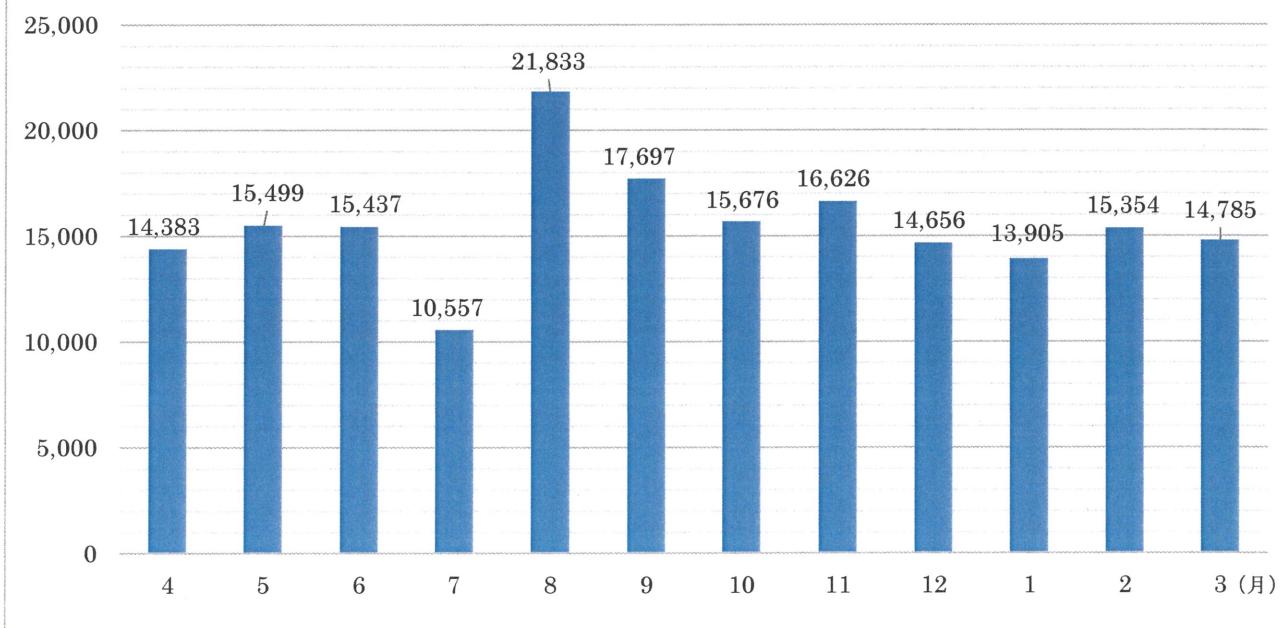
年 齢	人 数(人)
0~6	1,522
7~9	1,502
10~12	1,704
13~15	1,498
16~18	1,173
19~22	1,301
23~29	1,901
30~39	2,668
40~49	3,894
50~59	5,051
60歳以上	12,084
その他	98
計	34,396

※その他は仮登録・ボランティア登録などの  
人数

(2) 入館者数 (中央館のみ)

月	入館者数(人)
4	14,383
5	15,499
6	15,437
7	10,557
8	21,833
9	17,697
10	15,676
11	16,626
12	14,656
1	13,905
2	15,354
3	14,785
計	186,408

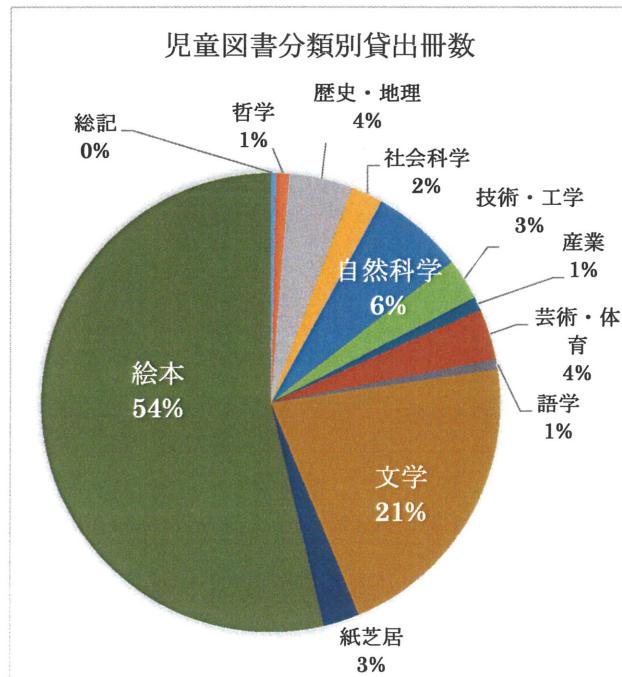
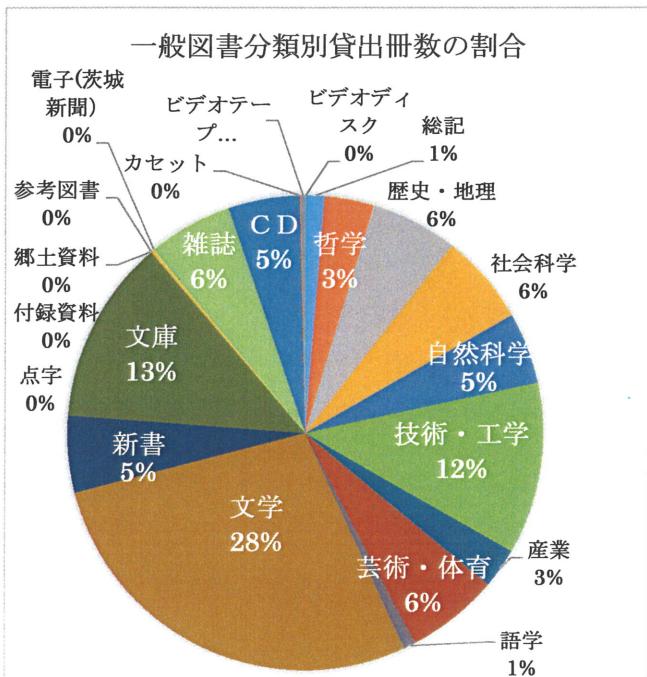
平成29年度中央館月別入館者数 (人)



(3) 分類別貸出冊数 (単位: 冊)

※団体貸出冊数を含む

種別	一般図書	児童図書	計
0 総記	2,933	369	3,302
1 哲学	7,815	942	8,757
2 歴史・地理	13,486	4,599	18,085
3 社会科学	14,100	2,287	16,387
4 自然科学	11,198	6,699	17,897
5 技術・工学	26,826	3,010	29,836
6 産業	6,254	994	7,248
7 芸術・体育	14,317	3,689	18,006
8 語学	1,926	737	2,663
9 文学	63,890	21,724	85,614
A 新書	12,023		12,023
B 文庫	28,859		28,859
L 点字	2		2
C 紙芝居		2,628	2,628
E 絵本		55,287	55,287
R 参考図書	22		22
H 郷土資料	12		12
F 付録資料	464		464
S 電子(茨城新聞)	0		0
M 雑誌	13,159		13,159
D CD	11,072		11,072
Z カセット	119		119
H ビデオテープ	894		894
V ビデオディスク	0		0
計	229,371	102,965	332,336



(4) 月別/館別貸出冊數(個人)

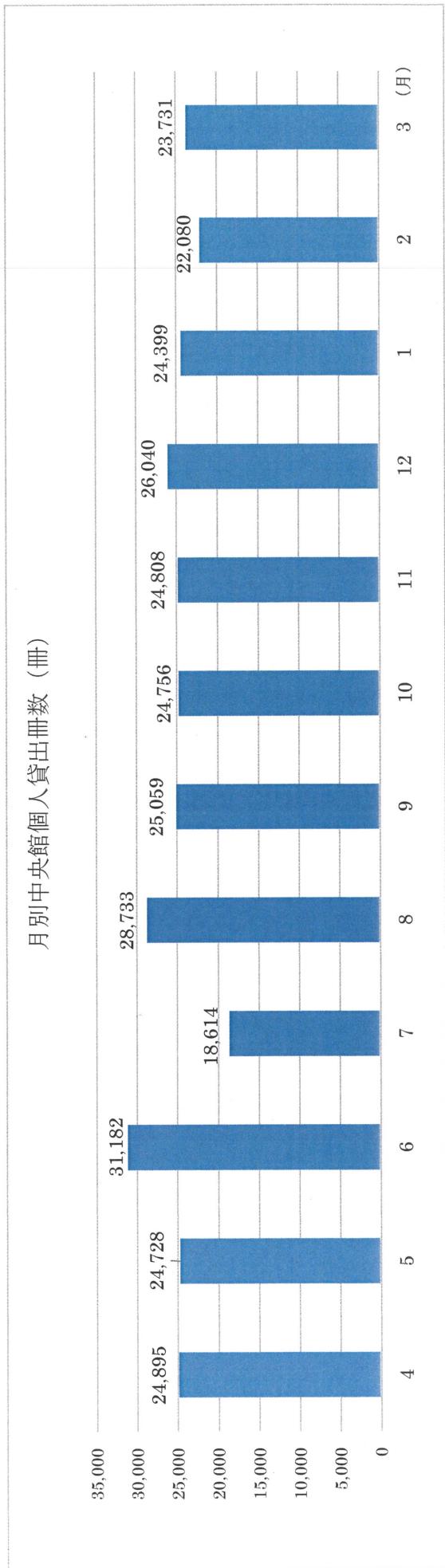
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央館	24,895	24,728	31,182	18,614	28,733	25,059	24,756	24,808	26,040	24,399	22,080	23,731	299,025
松葉	767	737	814	486	804	747	849	702	700	823	663	781	8,873
長戸	4	8	12	13	3	10	3	18	6	4	5	6	92
大宮	125	60	61	59	71	39	58	31	95	65	71	36	771
北文間	19	15	25	7	31	18	14	15	18	13	12	22	209
馴柴	429	582	724	392	592	448	539	580	477	521	512	690	6,486
長山	533	507	679	298	612	550	545	454	423	576	547	652	6,376
川原代	2	1	0	1	1	1	1	2	0	8	2	0	19
八原	284	196	298	235	381	243	219	233	270	341	396	296	3,392
久保台	272	201	265	201	323	259	235	235	233	271	168	158	2,821
龍ヶ崎西	33	21	48	9	63	32	49	30	26	49	24	45	429
馴馬台	118	85	196	87	156	170	147	148	98	165	169	182	1,721
城ノ内	186	202	214	52	317	240	174	144	155	179	116	143	2,122
計	27,667	27,343	34,519	20,453	32,087	27,816	27,589	27,400	28,541	27,414	24,765	26,742	332,336

28

総数332,336冊

(内: 団体貸出冊数 6,428冊)

月別中央館個人貸出冊数(冊)



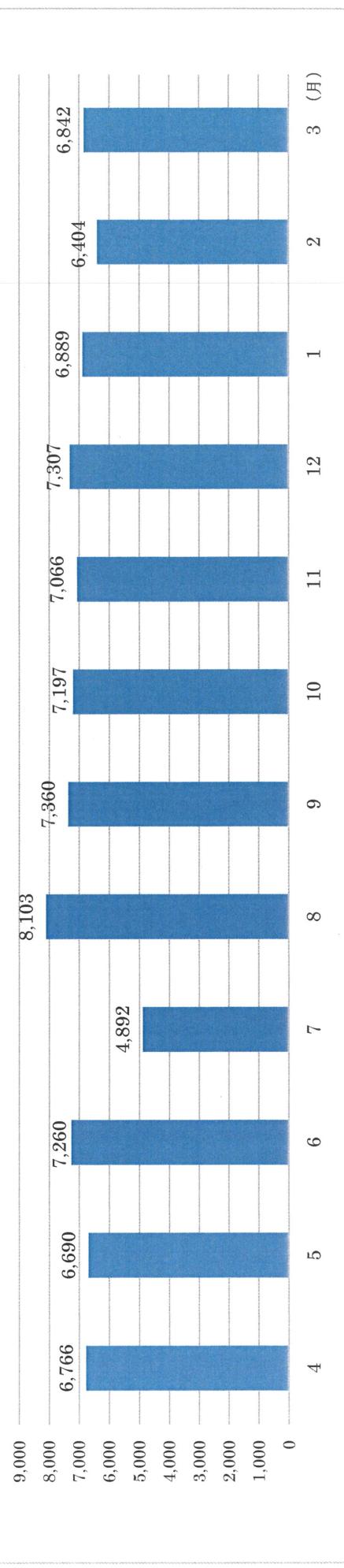
(5) 月別/館別利用者数(個人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央館	6,766	6,690	7,260	4,892	8,103	7,360	7,197	7,066	7,307	6,889	6,404	6,842	82,776
松葉	304	282	311	240	359	353	331	318	311	346	311	340	3,806
長戸	3	4	8	4	2	4	1	5	3	3	2	5	44
大宮	25	17	16	10	19	17	15	12	19	23	20	14	207
北文間	12	8	16	5	23	13	9	10	11	8	7	11	133
馴柴	174	203	225	129	219	206	200	206	180	180	190	241	2,353
長山	211	213	244	118	225	234	230	176	177	201	227	269	2,525
川原代	1	1	1	0	1	1	1	2	0	1	1	0	10
八原	114	76	111	67	141	99	84	85	109	123	132	113	1,254
久保台	111	69	109	84	148	128	102	131	112	141	88	81	1,304
龍ヶ崎西	20	15	23	6	24	19	18	17	13	18	13	25	211
馴馬台	51	46	68	36	66	70	68	64	53	58	60	71	711
城ノ内	63	58	60	26	83	80	60	41	71	65	42	52	701
計	7,855	7,682	8,452	5,617	9,413	8,584	8,316	8,133	8,366	8,056	7,497	8,064	96,035

**総数96,035人**

(内: 団体利用者数 841人)

月別中央館個人利用者数(冊)



(6) 予約冊数・リクエスト件数（月／1人・1冊）

月	予約冊数(冊)	リクエスト件数(件)
4	2,003	91
5	2,167	87
6	2,457	105
7	1,258	70
8	2,177	98
9	2,417	116
10	2,230	83
11	2,095	84
12	2,284	86
1	2,507	105
2	2,328	90
3	2,162	103
計	26,085	1,118



(7) 複写サービス利用状況

月	枚 数(枚)
4	1,204
5	972
6	1,341
7	424
8	909
9	768
10	765
11	1,042
12	685
1	967
2	553
3	667
計	10,297



(8) 図書館施設利用状況

	鑑賞室	小会議室	ギャラリー
4月	12	4	0
5月	15	2	0
6月	10	0	0
7月	8	0	0
8月	21	9	5
9月	15	4	0
10月	15	1	3
11月	18	3	6
12月	19	1	17
1月	15	3	0
2月	16	3	0
3月	22	2	0
計	186	32	31

※鑑賞室：貸出利用のない日は学習スペースとして開放

(9) 電子図書館利用状況（平成27年7月より開始）

	登録数(人)	タイトル数(件)	ユニークユーザー数 (人)※	貸出点数
平成29年度	94	1,005	285	1,844
総計	547	14,560	791	3,988

※月に貸出利用した人数(重複は除く)の年間合計数



## 11. 図書館サービス実績（最近5ヶ年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
市民一人当たり貸出冊数 貸出冊数 人口	$\frac{354,412\text{冊}}{79,200\text{人}} = 4.5\text{冊}$	$\frac{348,394\text{冊}}{78,941\text{人}} = 4.4\text{冊}$	$\frac{346,365\text{冊}}{78,568\text{人}} = 4.4\text{冊}$	$\frac{335,455\text{冊}}{78,115\text{人}} = 4.3\text{冊}$	$\frac{325,908\text{冊}}{77,699\text{人}} = 4.2\text{冊}$
登録率 $\frac{\text{登録者数}}{\text{登録者数} \times 100}$ 人口	$(\%) \frac{53,771\text{人}}{79,200\text{人}} \times 100 = 67.9$	$(\%) \frac{55,075\text{人}}{78,941\text{人}} \times 100 = 69.8$	$(\%) \frac{56,700\text{人}}{78,568\text{人}} \times 100 = 72.1$	$(\%) \frac{57,695\text{人}}{78,115\text{人}} \times 100 = 73.8$	$(\%) \frac{34,396\text{人}}{77,699\text{人}} \times 100 = 44.3$
登録者一人当たり貸出冊数 貸出冊数 登録者数	$\frac{354,412\text{冊}}{53,771\text{人}} = 6.6\text{冊}$	$\frac{348,394\text{冊}}{55,075\text{人}} = 6.3\text{冊}$	$\frac{346,365\text{冊}}{56,700\text{人}} = 6.1\text{冊}$	$\frac{335,455\text{冊}}{57,695\text{人}} = 5.8\text{冊}$	$\frac{325,908\text{冊}}{34,396\text{人}} = 9.5\text{冊}$
利用者一人当たり貸出冊数 貸出冊数 利用者数	$\frac{354,412\text{冊}}{88,928\text{人}} = 4.0\text{冊}$	$\frac{348,394\text{冊}}{87,285\text{人}} = 4.0\text{冊}$	$\frac{346,365\text{冊}}{91,578\text{人}} = 3.8\text{冊}$	$\frac{335,455\text{冊}}{92,492\text{人}} = 3.6\text{冊}$	$\frac{325,908\text{冊}}{95,194\text{人}} = 3.4\text{冊}$
蔵書回転率 貸出冊数 蔵書冊数	$\frac{354,412\text{冊}}{257,952\text{冊}} = 1.4\text{回}$	$\frac{348,394\text{冊}}{260,915\text{冊}} = 1.3\text{回}$	$\frac{346,365\text{冊}}{260,874\text{冊}} = 1.3\text{回}$	$\frac{335,455\text{冊}}{256,556\text{冊}} = 1.3\text{回}$	$\frac{325,908\text{冊}}{254,448\text{冊}} = 1.3\text{回}$
市民一人当たり蔵書冊数 蔵書冊数 人口	$\frac{257,952\text{冊}}{79,200\text{人}} = 3.3\text{冊}$	$\frac{260,915\text{冊}}{78,941\text{人}} = 3.3\text{冊}$	$\frac{260,874\text{冊}}{78,568\text{人}} = 3.3\text{冊}$	$\frac{256,556\text{冊}}{78,115\text{人}} = 3.3\text{冊}$	$\frac{254,448\text{冊}}{77,699\text{人}} = 3.3\text{冊}$
市民一人当たり資料購入費 資料購入費 人口	$\frac{15,959(\text{千円})}{79,200\text{人}} = 202\text{円}$	$\frac{15,272(\text{千円})}{78,941\text{人}} = 193\text{円}$	$\frac{20,594(\text{千円})}{78,568\text{人}} = 262\text{円}$	$\frac{19,493(\text{千円})}{78,115\text{人}} = 250\text{円}$	$\frac{19,439(\text{千円})}{77,699\text{人}} = 250\text{円}$
市民一人当たり貸出回数 利用者数 人口	$\frac{88,928\text{人}}{79,200\text{人}} = 1.1\text{回}$	$\frac{87,285\text{人}}{78,941\text{人}} = 1.1\text{回}$	$\frac{91,578\text{人}}{78,568\text{人}} = 1.2\text{回}$	$\frac{92,492\text{人}}{78,115\text{人}} = 1.2\text{回}$	$\frac{95,194\text{人}}{77,699\text{人}} = 1.2\text{回}$

## 12. 条例・規則等

### (1) 龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 23 号

龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年龍ヶ崎市条例第 2 号)の全部を改正する。

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条及び第 16 条の規定に基づき、龍ヶ崎市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
龍ヶ崎市立中央図書館	龍ヶ崎市馴馬町 2630 番地

#### (指定管理者による管理)

第 3 条 龍ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、図書館の管理を法人その他の団体であって、指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

#### (開館時間)

第 4 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 7 時 30 分までとする。ただし、12 月 31 日にあっては、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

#### (休館日)

第 5 条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更することができる。

定期休館日	毎月第 2 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日)
年始	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
特別資料整理期間	毎年 10 日以内で教育委員会と指定管理者が協議して定める日

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、館内の秩序を乱し、若しくは図書館の資料を亡失し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認める者については、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(施設の使用)

第7条 公共団体、社会教育関係団体、文化団体等は、集会、研修会、映写会、展示会等のため、図書館の鑑賞室、会議室及び展示ギャラリーを使用することができる。

2 前項の規定により図書館の施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定により、龍ヶ崎市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定により委嘱された委員について、任期満了前において特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であっても、これを解任することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第9条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館の利用及び運営に関する事。

(2) 図書館の施設の使用の許可に関する事。

(3) 図書館の施設、附帯設備及び資料の維持管理に関する事。

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第10条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、相当な理由があると認める場合は、5年の範囲内で期間を定めることができる。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者等は、図書館の施設の使用の目的を終了したときは、その使用しなくなつた図書館の施設又は附帯設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者等は、図書館の施設、附帯設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第 9 条及び第 10 条の規定の例により行うことができる。

3 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成 27 年 6 月 30 日条例第 27 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際現に第 12 条の規定による改正前の龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市図書館協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例に規定する龍ヶ崎市図書館協議会の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

付 則(平成 29 年 3 月 29 日条例第 6 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 26 年 6 月 6 日

教育委員会規則第 11 号

龍ヶ崎市立図書館管理規則(昭和 61 年龍ヶ崎市教育委員会規則第 1 号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成 26 年龍ヶ崎市条例第 23 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「図書館資料」とは、図鑑、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料をいう。

### (図書館の運営方針)

第 3 条 龍ヶ崎市立図書館(以下「図書館」という。)は、市民の文化教養の向上を目指し、図書館資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として運営するものとする。

### (事業)

第 4 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、おおむね次の事業を行うものとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出し及び団体貸出し
- (3) レファレンス及び読書案内
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (6) 他の図書館、学校、博物館、公民館等との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (8) 読書団体との協力及び団体活動の促進
- (9) 地域読書活動の奨励
- (10) 鑑賞室、会議室等の提供
- (11) その他図書館の目的達成に必要な事業

### (利用者)

第 5 条 図書館奉仕を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、当市と公の施設の相互利用に関する協定を締結した市町村の住民
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、条例第 3 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めた者

(個人貸出し)

第 6 条 前条に規定する者で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、龍ヶ崎市立図書館利用会員カード申込書(様式第 1 号)を指定管理者に提出し、利用会員登録をして図書館会員カード(様式第 2 号。以下「カード」という。)の交付を受けなければならない。

(カードの取扱い)

第 7 条 カードの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) カードを紛失したとき、又は住所若しくは電話番号を変更したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- (2) カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) カードが登録者本人以外の者によって使用され、図書館に損害が発生した場合は、登録者本人がその損害を弁償するものとする。

(貸出点数及び貸出期間)

第 8 条 図書館資料の個人貸出しに係る貸出点数及び貸出期間は、次の表のとおりとする。

区分	図書館資料	
	貸出点数	貸出期間
一般	8 点以内	15 日以内
障がい者、障がい児及び高齢者(満 65 歳以上の者)	10 点以内	22 日以内

2 前項に規定する障がい者及び障がい児とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する者をいう。

3 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出しの制限及び特例)

第 9 条 貴重図書、参考図書その他指定管理者が貸出しを不適当と認めた図書館資料(以下「参考資料等」という。)については、原則として貸出しを禁止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の調査研究等において特に必要があると認めた場合は、日数を限って参考資料等を貸し出すことができる。

(継続貸出し)

第 10 条 図書館資料の貸出しを受けた者で、貸出期間満了後も継続して貸出しを受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、1 回に限り貸出しの継続を承認することができる。

(図書館資料の返納)

第 11 条 指定管理者は、図書館資料を貸出期間内に返納しなかった者に対し、その状況により一定期間図書館資料の貸出しを制限することができる。

(団体貸出し)

第 12 条 団体(市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。)で図書館資料の貸出しを受けようとするものは、龍ヶ崎市立図書館団体利用会員カード申込書(様式第 3 号)を指定管理者に提出し、団体会員登録をして図書館団体会員カード(様式第 4 号。以下「団体カード」という。)の交付を受けなければならない。

(貸出点数及び貸出期間)

第 13 条 図書館資料の団体貸出しに係る貸出点数及び貸出期間は、次の表のとおりとする。

区分	貸出点数	貸出期間
団体 1(構成人員 50 人以上)	200 点以内	60 日以内
団体 2(構成人員 50 人未満)	100 点以内	60 日以内

2 指定管理者は、前項に定めるところにより、貸出点数の限度内で団体の構成人員に応じて貸出点数をその都度定めることができる。

(準用規定)

第 14 条 第 7 条及び第 11 条の規定は、団体貸出しにおける団体カードの取扱い及び図書館資料の返納について準用する。

(郵送貸出し)

第 15 条 図書館資料を郵送により貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に居住する者とする。

(1) 日常生活に介護を要する障がい者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)第 5 の 2 の規定により療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。)

(2) 長期在宅療養者

(3) その他指定管理者が特に必要と認めた者

2 図書館資料を郵送により貸出しを受けようとする者又はその代理人は、龍ヶ崎市立図書館郵送利用登録申込書(様式第 5 号)を指定管理者に提出し、郵送利用登録をしてカードの交付を受けなければならない。

(準用規定)

第 16 条 第 7 条、第 8 条及び第 11 条の規定は、郵送による貸出しにおけるカードの取扱い、貸出点数及び貸出期間並びに図書館資料の返納について準用する。

(施設の使用の手続)

第 17 条 条例第 7 条第 1 項の規定により図書館の鑑賞室、会議室及び展示ギャラリー(以下「施設」という。)を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市立図書館施設使用申請書(様式第 6 号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、施設の使用期日(使用しようとする日が引き続き 2 日以上であるとき

は、その初日をいう。)の3月前から7日前までの期間内に提出しなければならない。  
(施設の使用の許可)

第18条 指定管理者は、施設の使用を許可したときは、龍ヶ崎市立図書館施設使用許可書(様式第7号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(施設の使用の許可の取消し又は変更)

第19条 施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が施設の使用を取消しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

2 使用者が施設の使用を変更しようとするときは、新たに第17条第1項の申請書に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用時間)

第20条 施設の使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとし、条例第4条に規定する開館時間内とする。

(資料の受贈)

第21条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けたときは、図書館資料寄贈受入書(様式第8号)により受入れをしなければならない。

2 寄贈を受けた図書館資料は、他の図書館資料と同じ取扱いをするものとする。

3 寄贈に要する経費は、原則として寄贈者の負担とする。

(資料の寄託)

第22条 図書館は、一般の利用に供する目的をもって図書館資料の寄託を受けることができる。

2 図書館資料の寄託を受けるときは、図書館資料寄託受入書(様式第9号)により受け入れなければならない。

3 図書館は、寄託された図書館資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

4 寄託に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。

(図書館資料の複写)

第23条 図書館資料の複写を受けようとする者は、指定管理者に申し込まなければならぬ。

2 図書館資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)に基づき行うものとする。

3 指定管理者は、図書館資料を複写することが困難又は支障があると判断したときは、その申込みを拒否することができる。

4 図書館間協力により市外の図書館から借用した図書館資料のうち、図書館資料を貸し出した館(以下「貸出館」という。)が明示的に複写を禁止しているものについては、複写しないものとする。

5 貸出館が複写作業を利用者に行わせることを禁止している図書館資料に係る複写作業

は、指定管理者が行うものとする。

6 図書館資料の複写に要する費用は、当該申込者が負担するものとする。ただし、指定管理者が公務上その他特別な理由があると認めたときは、これを免除することができる。

(図書館協議会の組織)

第 24 条 条例第 8 条第 1 項に規定する龍ヶ崎市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、協議会を代表し、協議会の事務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 25 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 26 条 協議会の庶務は、図書館業務主管課において処理する。

(補則)

第 27 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関する必要な行為は、この規則の施行の日前においても、第 27 条から第 32 条までの規定の例により行うことができる。

3 この規則の施行の際現に改正前の龍ヶ崎市立図書館管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

付 則(平成 27 年 12 月 24 日教委規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条ただし書の規定により住民基本台帳カードに図書館会員カードの利用に必要な情報を記録されている者の個人貸出しの利用については、当該カードの有

効期限までの間、なお従前の例による。

付 則(平成 28 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### (3) 龍ヶ崎市立中央図書館資料選定基準（内規）

資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」の精神を基本姿勢とし、公立図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ住民に「知る権利」を保障し、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分配慮して、市民の文化・教養・調査・研究・趣味・娯楽等に資する資料を収集する。

#### 1. 収集の基本方針

- (1) 図書館及びコミュニティセンター図書室はその施設・規模・地域性・利用度に応じた蔵書構成に留意し、体系的な資料の充実を図るものとする。
- (2) 収集資料は、国内で刊行された基本的な資料を中心に、市民のニーズに応えられるよう各分野にわたり収集する。
- (3) 学派、学説及び著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を広く収集する。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。

#### 3. 資料別収集方針

##### (1) 図書

- ① 一般図書は、市民の学習、教養、実用及びレクリエーション等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、特殊で且つ高度な専門書、学術書及び学習参考書・各種試験問題集・テキスト類は原則として収集しない。
- ② 参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典・事典・年鑑・名鑑・目録・書誌及び地図等を収集する。
- ③ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つように各分野の資料を広く収集する。
- ④ 利用者からのリクエストが多い資料、また、利用度が高いと予想される資料については、必要に応じて複本を揃える。
- ⑤ 洋書は児童絵本を精選して収集し、一般洋書は原則として収集しない。

##### (2) 逐次刊行物

- ① 新聞は、主要全国紙・県内地方紙を中心に、スポーツ紙・専門紙及び英字新聞紙等を収集する。
- ② 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、海外雑誌・児童及び青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度及び必要度に応じて収集する。ただし、漫画雑誌は原則として収集しない。
- ③ 年鑑・年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

##### (3) 官公庁出版物

- ① 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。
- ② 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度が高いものを収集する。

##### (4) 地域資料(郷土資料)

- ① 龍ヶ崎市に関する資料は、図書・新聞・雑誌・行政資料・パンフレット・地図・写真・視聴覚資料等、可能な限り収集する。
- ② 茨城県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料・歴史的資料及び龍ヶ崎市に特に関連のある

る資料を中心に収集する。

(5) 視聴覚資料

趣味・教養又は実用に資するため、録音図書としてコンパクトディスク及びカセットテープ、映像資料としてビデオテープ・DVD等の資料は、基本的作品及び代表的演者の作品を精選収集する。

(6) 障がい者サービス資料

図書館利用に障がいのある人たちへのサービスのため、録音図書・大型活字本及び点字資料等を収集する。

(7) その他の資料

電子出版資料等は、必要に応じて収集する。

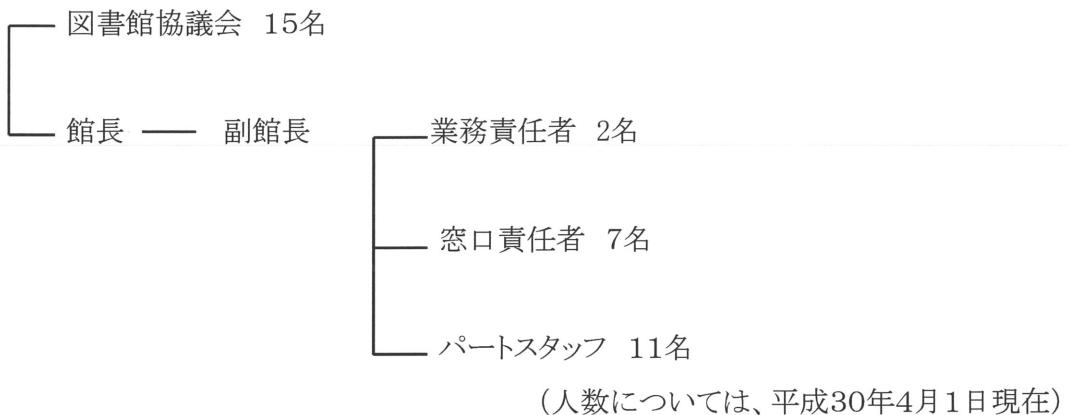
4. 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、寄贈・寄託・交換等も必要に応じて活用する。この場合についても、この要項に定める基準を適用する。なお、寄贈を受けるに際しては、寄贈者に図書館の事情をご理解いただき、その取扱については一切の判断を図書館側が行う旨の了承を得る。

5. 資料のリクエストについて

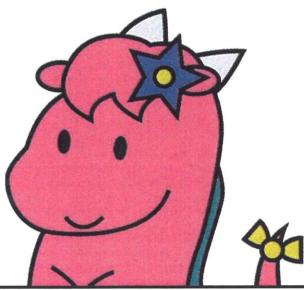
利用者からのリクエストについても、この要項に定める基準を適用する。

### 1 3.図書館の組織



平成27年4月より指定管理者:シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者を請け負っています。

URL:<http://www.shidax.co.jp/index.php>



龍ヶ崎市の図書館 平成30年度版  
編集・発行 龍ヶ崎市立中央図書館  
〒301-0004 龍ヶ崎市馴馬町2630  
TEL 0297-64-2202  
URL <http://tosyo.city.ryugasaki.ibaraki.jp/index.html>  
平成30年9月発行

龍図イメージキャラクター

